

府中市告示第124号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、府中都市計画道路を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により縦覧に供する。

令和8年8月7日

府中市長 高 野 律 雄

1 都市計画の種類及び名称

- (1) 府中都市計画道路3・4・6号府中国立線
- (2) 府中都市計画道路3・4・23号南町片町線

2 縦覧場所

府中市役所府中駅北第2庁舎7階都市整備部計画課事務室